

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上三川町公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和63年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	上三川町	職員数 (H22. 4. 1現在)	5人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	214円（21年度）	財政力指数	1.010（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.928（22年度）
経常収支比率（％）	86.0（21年度）	実質公債費比率（％）	7.9（22年度）
		将来負担比率（％）	36.2（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容	
旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容	
該当なし	
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕	

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	上三川町公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	上三川町長 猪瀬成男
既存計画との関係	集中改革プラン（平成22年度～平成26年度）
公表の方法等	町ホームページへの掲載・町議会全員協議会での説明
基本方針	・地域住民の福祉の向上を目的に公営企業として、その経営において最大の経済性が発揮できるよう健全な運営と合理化に努める。 ・受益者が特定される中で、公平の原則に基づきサービスに対する応分の費用負担をお願いする。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.3%以上 6.5%未満	
				旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	151,950.8	47,196.2	156,317.4	19,120.0
	補償金免除額	34,317.7	7,990.1	48,947.4	2,731.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		103,681.5		
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業	151,950.8	47,196.2	156,317.4	19,120.0
	合 計 (A)	151,950.8	47,196.2	156,317.4	19,120.0
一般会計負担分 (上記のうち再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	151,950.8	47,196.2	156,317.4	19,120.0

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業		103,681.5		103,681.5
	合 計 (A)		103,681.5		103,681.5
一般会計負担分 (上記のうち再掲)					
	合 計 (B)		103,681.5		103,681.5
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
一般会計負担分 (上記のうち再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

(単位:千円)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	A 増減	16,955	18,477	19,435	19,538	21,390	22,032		22,332	22,682	23,039	
	水洗便所設置済人口(人)	B 増減	14,332	15,597	16,322	16,739	17,983	18,693	3,555	300	350	357	3,501
	水洗化率(%)	C 増減	84.5	84.4	84.0	85.7	84.1	84.8	0.4	0.1	0.5	0.4	0
	有収水量(m ³)	D 増減	1,793,353	1,908,795	1,981,304	2,023,113	2,281,101	2,360,982	452,187	11,014	15,823	44,005	408,713
	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	E 増減	116.2	116.3	116.5	116.5	116.2	116.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)	F 増減		0.1	0.2	0.0	0.3	0.0					
	収納率(%)	G 増減	98.4	98.5	98.6	98.7	98.6	98.7		98.7	98.8	98.8	
	その他()	H 増減		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		0.0	0.1	0.0	
	管理運営費(千円)	I 増減	565,624	597,761	638,201	655,369	652,391	662,047		681,907	667,273	686,495	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	J 増減	33.4	32.4	32.8	33.5	30.5	30.0		30.5	29.4	29.8	
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	K 増減	175.9	152.8	165.5	167.1	160.3	155.8		159.2	155.6	157.2	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	L 増減	75.6	64.9	72.6	75.1	70.6	66.2		74.5	74.4	75.0	
	その他()	M 増減		10.7	7.7	2.5	4.5	4.4		8.3	0.1	0.6	
	使用料回収率(%) (E/K × 100)		66.1	76.1	70.4	69.7	72.5	74.6		73.0	74.7	73.9	
	累積欠損金比率(%) 当初計画の目標値 (実績値)												
	延長計画の目標値 当初計画の目標値 (実績値)		6,543	6,720	6,761	6,802	6,917	6,888		6,603	6,558	6,488	
	延長計画の目標値												
	当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	208,447	228,849	244,008	253,747	265,064	274,346				
改善効果額				1,007	2,154	4,004	5,300	7,300	19,765				
有収水量の増加				799	2,154	3,760	5,300	7,035	19,048				
使用料の適正化													
収納率の向上			208	0	244	0	265	717					
その他()													
改善効果額													
経営の効率化		管理運営費	565,624	624,583	895,908	631,289	652,391	662,047					
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	55,298	54,938	46,391	46,716	47,043	47,373					
		改善効果額		0	8,907	8,582	8,255	7,925	33,669				
	職員給与と費の適正化 維持管理費(上記以外)の適正化			8,907	8,582	8,255	7,925	33,669					
その他()													
改善効果額													
当初計画改善効果額 合計									53,434				
<参考> 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)													

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入												
		改善効果額					0	0		0	0	0		
		有収水量の増加												
		使用料の適正化												
		収納率の向上												
	経営の効率化	その他 ()												
		改善効果額												
		管理運営費												
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの												
		改善効果額					0	0		0	0	0		
		職員給与費の適正化												
		維持管理費(上記以外)の適正化 ()												
		その他 (建設改良コストの削減)					598,938	482,597	491,820		486,503	514,964	506,610	
		改善効果額							5,000		4,800	10,200	18,000	38,000

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を に記入すること。

2 「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は

百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

・処理区域内人口…………… 10表01行11列

・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列

・有収水量…………… 10表01行52列

・管理運営費…………… 32表02行05列

・汚水処理原価…………… (32表02行06列) / (有収水量)

・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列) / (有収水量)

・使用料収入

法適用事業 = 20表01行03列

法非適用事業 = 26表01行03列

・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの

法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)

法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)。

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

供用開始区域を拡大している中で、接続率の向上の妨げになるとされる使用料の見直しではなく、水洗化率の向上を最優先とし、有収水量の増加による収入増を図る。

民間委託の取組状況

平成14年1月から徴収業務や検査業務の民間委託を実施しており、今後更に委託が可能な業務の検討を行い、経費削減を目指す。

その他に記入された項目に関する取組等

他事業の工事(上水道布設工事や道路改良工事など)との同時施工を実施し、経費の縮減を図る。

延長計画改善効果額 合計 A	38,000
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	60,000
A + B + C	98,000
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	91,255